

介護サービスに関する消費税の取扱い等について

1. 介護給付費分科会において確認された検討の進め方

今後の介護給付費分科会における検討について（抄）

（平成27年4月23日 第121回介護給付費分科会）

（3）平成29年度に予定される消費税10%引き上げに向けた対応については、消費税8%引き上げ時の考え方及びその後の事業所等の実態等を踏まえ、必要な対応を検討し、平成28年12月までに方針を策定。

※ なお、その際には、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要がある。

当面の検討課題及びスケジュールについて（抄）

（平成27年5月20日 第122回介護給付費分科会）

（3）消費税10%に向けた対応について

- 前回引き上げ時（8%引き上げ時）の対応方針の確認等を行うとともに、医療保険における議論の動向等も踏まえて適宜検討する。

2. 消費税率10%への引上げ時における対応に関する論点

論点

- 消費税率8%への引上げ時における対応を踏まえ、現時点において、どのような対応が考えられるか。

＜参考＞平成26年度消費税率8%引上げ時における論点

- ①消費税率の引上げに伴う影響分の補填
- ②介護報酬への上乗せ
- ③基準費用額・負担限度額・区分支給限度基準額の取扱い

3. 介護給付費分科会等における主な意見

平成27年9月14日 第13回介護事業経営調査委員会における主な意見

- 基本的には特に前回改定の際に行われた調査以降変化がないので、8%引上げのときの対応を前提に検討するというのが妥当ではないか。

平成27年9月18日 第124回介護給付費分科会における主な意見

- 平成26年度の消費税対応のための改定での補てん状況の実態を把握し、妥当性の検証を実施することと、平成27年度の改定においても消費税の補てん分とサービスの評価分を明確に分けておいて、税率が3%上がった分に対する対応を「見える化」しておくべき。
- 診療報酬での消費税の補てん状況の把握の状況については、実態調査の回答の医療機関について、レセプトの情報等から抽出したデータを使用して比較し、補てん状況を把握することになっているが、介護報酬においても今後同様な方法を活用して把握することを考えるべき。
- 補足給付については消費税の補てんがないというような問題についてもあわせて検討すべきである。
- 消費税が8%に上がった際に、介護報酬上の補てんについては、大変細かな対応をしていただいた。
- 基準費用額の水準を検討するに当たっては、現行の基準費用額を設定する際の考え方が適切かどうかという点も踏まえて検討することが必要。基準費用額については、平成27年度介護報酬改定においても、居住費が減価償却費と光熱水費ということで規定されているために、多床室が上がったにもかかわらず、ユニット型個室の光熱水費が全く上がらなかったことは非常に理不尽。

4. 今後の検討に当たり把握すべき事項について

消費税率の10%への引上げ時における対応については、今後とも、医療保険における議論の動向も踏まえて検討する必要があるが、今後の検討に当たっては事業所等の実態の把握が必要となる。このような中、以下の①～④の事項の把握についてどのように考えるか。

①介護サービスの課税割合について

<論点>

- 消費税率の10%への引上げに伴い、介護サービス施設・事業所の仕入れ等にかかる消費税負担が増大するが、これを適切に把握する前提として、消費税率8%時における各介護サービスの課税割合のデータの算出方法についてどのように考えるか。
- 具体的には、消費税率8%への引上げ時と同様、平成28年度介護事業経営概況調査の結果を用いて、消費税率8%時における各介護サービスの人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出してはどうか。

4. 今後の検討に当たり把握すべき事項について

<参考1>介護保険サービスにおける費用構造推計の結果について（平成26年1月15日 第98回介護給付費分科会報告）

	①給与費等非課税費用 （収支差額を含む）	②委託費等課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	80.3	12.9	6.8	19.7
2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	83.7	12.8	3.5	16.3
3 介護老人保健施設※	74.8	19.9	5.2	25.2
4 介護療養型医療施設※	71.5	25.0	3.5	28.5
5 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.5	12.6	0.9	13.5
6 訪問介護（介護予防を含む）	82.5	16.4	1.1	17.5
7 訪問入浴介護（介護予防を含む）	76.0	21.9	2.1	24.0
8 訪問看護（介護予防を含む）	83.6	15.3	1.1	16.4
9 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	72.9	23.6	3.5	27.1
10 通所介護（介護予防を含む）※	75.5	20.3	4.2	24.5
11 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）※	79.0	16.8	4.1	21.0
12 通所リハビリテーション（介護予防を含む）※	71.3	23.1	5.5	28.7
13 短期入所生活介護（介護予防を含む）※	82.6	11.9	5.5	17.4
14 居宅介護支援	85.4	13.2	1.5	14.6
15 福祉用具貸与（介護予防を含む）	50.6	41.7	7.7	49.4
16 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）※	78.1	16.7	5.1	21.9
17 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	77.4	21.3	1.3	22.6
18 地域密着型特定施設入居者生活介護※	84.6	13.9	1.5	15.4
全 体	77.9	18.0	4.1	22.1

（注1）平成25年度介護事業経営概況調査（以下「調査」という。）の結果数値等を用いて推計。

（注2）表に記載のないサービスについて、有効回答数が少ないこと等から類似のサービスの結果数値を用いて全体の費用割合を推計。

（注3）※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用（建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等）を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

（参考）平成26年度介護報酬改定における改定率

$$22.1\% \text{（介護サービス全体の課税割合）} \times (108/105 - 1) = \underline{0.63\%}$$

4. 今後の検討に当たり把握すべき事項について

②介護サービス施設・事業所における設備投資の状況について

<論点>

- 消費税率の8%への引上げに伴い、関係団体のヒアリングを行うとともに、「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査」（※平成25年8月21日に介護給付費分科会へ報告）を実施したが、介護サービス施設・事業所における設備投資の状況を把握する必要性の程度についてどのように考えるか。

- この設備投資に関する調査により、
 - ・ 介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が太宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にあること
 - ・ 投資総額、収入に対する投資額比率ともに、年度による変動が大きいと考えられることが明らかとなったが、本調査結果を基本としつつ、直近の状況については、介護事業経営調査委員会において関係団体のヒアリングを実施することにより把握することとしてはどうか。

4. 今後の検討に当たり把握すべき事項について

<参考2>介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査結果の概要(平成25年8月21日 第95回介護給付費分科会報告)

1. 各年度の投資総額の状況

- 調査に回答した873施設・事業所の投資総額は、平成21年度58.8億円、平成22年度163.1億円、平成23年度100.1億円であり、年度による変動が大きい。

2. 1件当たり取得価額が高額な資産に対する投資の状況

- 資産1件当たりの投資実績をみると、件数ベースでは、いずれのサービスにおいても、1件当たり500万円未満の資産に対する投資が全体の8割以上を占めている。
- 1件当たり1億円以上の資産に対する投資の状況をみると、介護老人福祉施設を始め6サービスで総額ベースの構成比が全体の5割を超えているが、件数ベースの構成比では、いずれのサービスも0～2%台となっている。
- 1件当たり1億円以上の資産に対する投資については、施設サービスに若干の介護用機器があるほかは、ほぼすべてが建物となっている。

3. 総収入に対する投資額比率の状況

- 各年度の投資総額をみると、いずれのサービスにおいても、年度間の変動が大きくなっている。
- 総収入に対する投資総額の比率は概ね数%～1割程度であり（地域密着型サービスなど一部のサービスを除く）、いずれのサービスにおいても、年度間の変動が大きくなっている。

4. 資産種類別の投資の状況

- 投資実績を資産種類別にみると、いずれのサービスにおいても、建物、介護用機器に対する投資が多く、合計で総額・件数ベースともに概ね8割以上を占めている。

5. 介護用機器に対する投資の状況

- 機器分類別に資産の状況をみると、件数ベースでは、「車両」を除き、ほぼすべての機器分類で、1件当たり100万円未満の資産の占める割合が高くなっている。
- 一方、総額ベースでみると、「住宅環境設備」で1件当たり500万円以上の資産に対する投資の占める割合が高くなっており、特に施設サービス、地域密着型サービスにおいて同様の傾向となっている。

- 介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が太宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にある。
- 投資総額、収入に対する投資額比率ともに、年度による変動が大きいと考えられる。

※調査概要

目的：今後、消費税率の引上げが行われることを踏まえ、介護サービス施設・事業所における設備投資の状況を把握し、介護保険サービスに関する消費税の取扱い等について検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

調査対象期間：原則として平成24年3月までの直近5事業年（度）

- 調査項目：1. サービス別、資産1件当たり取得価額別の投資総額や投資件数の傾向
2. 資産種類（建物、構築物、介護用機器、医療機器）別の投資総額や投資件数の傾向
3. 年度別の総収入に対する投資総額の比率
4. 介護用機器の分類別の投資総額や投資件数の傾向 等

4. 今後の検討に当たり把握すべき事項について

③消費税率8%への引上げに伴う介護報酬による補てん状況

<論点>

- 消費税率の8%への引上げに伴う影響分を補てんするため、介護報酬への上乗せ対応を実施したが、この補てん状況を把握することについてどのように考えるか。
- 介護サービスについて、
 - ・ 平成26年度介護報酬改定において、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算にも上乗せを実施していること
 - ・ 「介護サービス施設・事業所の設備投資に関する調査結果」によれば、介護サービス施設・事業所の高額な投資は、建物が太宗を占めており、医療と比べて、総額、件数ともに小さい傾向にあることを踏まえ、補てん状況を把握する必要性や実現可能性についてどのように考えるか。

4. 今後の検討に当たり把握すべき事項について

<参考3>消費税率8%への引上げ時における介護報酬による上乘せの具体的な対応

1. 基本単位数への上乗せ

- 基本単位数への上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税割合を算出し、これに税率引上げ分を乗ずることにより基本単位数上乘せ率を算出。

2. 加算の取扱い

- 各加算の取扱いについては、以下のとおり。
 - 基本単位数の割合で設定されている加算については、基本単位数への上乗せで手当されること、福祉用具貸与に係る加算については、交通費相当額と設定されていることから、これらの加算については、上乘せ対応を行わない。
 - 上記以外の加算のうち、課税費用の割合が大きいと考えられるものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乘せ対応を実施。
 - 一方、課税費用の割合が小さいものや、もとの単位数の設定が小さく、上乘せ分が1単位数に満たないものなど、個別に上乘せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税相当分も含めて上乘せ対応を行う。

4. 今後の検討に当たり把握すべき事項について

<参考4>消費税率8%への引上げ時における介護報酬による上乘せの対応（訪問介護の場合）

	平成24年度単位数	平成26年度改定 単位数増減	
基本部分	身体介護	(1) 20分未満 (170単位)	(+1単位)
		(2) 20分以上30分未満 (254単位)	(+1単位)
		(3) 30分以上1時間未満 (402単位)	(+2単位)
		(4) 1時間以上 (584単位に30分を増すごとに+83単位)	※584単位部分 (+3単位)
	生活援助	(1) 20分以上45分未満 (190単位)	(+1単位)
		(2) 45分以上 (235単位)	(+1単位)
	通院等乗降介助 (1回につき 100単位)	(+1単位)	
加算(※)	初回加算 (1回につき +200単位)		
	生活機能向上連携加算 (1回につき +100単位)		
	介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40/1000)	
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき (1)の90/100)	
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (1)の80/100)			

○評価内容に占める課税費用の割合が小さいと考えられる加算

→基本部分の単位数への上乘せに際し、加算に係る消費税負担分も含めて上乘せ

※上記の他、基本部分の単位数の割合で設定されている加算があるが、これについては、上乘せされた基本部分の単位数に加算割合を掛けることになることから、上乘せは不要となる。

4. 今後の検討に当たり把握すべき事項について

＜参考5＞平成25年度介護事業経営概況調査のスケジュール

平成25年：調査票配布（6月末）→回収期限（7月末日）→督促・集計等作業→介護給付費分科会に報告（12月）

＜参考6＞医療における対応について

- 医療においては、消費税率8%への引上げに伴う診療報酬による補てん状況を把握するため、
 - ・ 本年5月実施の第20回医療経済実態調査のデータを用いて、課税経費の消費税相当額を把握するとともに、
 - ・ レセプト情報・特定健診等情報データベースから抽出した消費税8%引上げに伴い上乗せした各診療項目の算定回数を用いて、収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分を把握し、これらを比較することとしている。（本年11月に中医協消費税分科会に結果を報告予定）

4. 今後の検討に当たり把握すべき事項について

④食費・居住費の平均的な費用額について

<論点>

- 基準費用額を定めるに当たっては、食費・居住費の平均的な費用額を踏まえて定めることとされているが、消費税率10%への引上げに伴う基準費用額の水準の検討に当たり、食費・居住費の平均的な費用額の把握についてどのように考えるか。

- 検討の準備に当たり、平成28年度介護事業経営概況調査において、
 - ・ 食費については、調理員等に関する費用及び材料費等を
 - ・ 居住費については、減価償却費や光熱水費を把握しておくこととしてはどうか。

4. 今後の検討に当たり把握すべき事項について

<参考7>食費・居住費の平均的費用額について（平成25年12月10日 第97回介護給付費分科会資料より）

（注）調理委託している場合は、調理員等に含まれる。減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

		基準費用額	①×(108/105) (消費税率引上げの影響を考慮)	H25.7 介護事業経営概況調査(①)	H16.10 介護事業経営概況調査	
食費		42,000	計 41,434 (41,268 ※1) 調理員等 24,204 (24,038 ※1) 材料費等 17,230	計 40,283 調理員等 23,532 材料費等 16,751	計 42,229 調理員等 25,339 材料費等 16,891	
居住費	多床室 (光熱水費のみ)	10,000	H24家計調査 10,057	H24家計調査 9,778	H15家計調査 9,490	
	従来型個室	特養 ※国庫補助金等相当額を 勘案して設定	計 52,551 減価償却費 32,896 ※2 光熱水費 19,655	計 51,091 減価償却費 31,982 光熱水費 19,109	計 53,931 減価償却費 37,688 光熱水費 16,243	
			老健	計 47,246 減価償却費 28,705 ※2 光熱水費 18,541	計 45,934 減価償却費 27,908 光熱水費 18,026	計 60,509 減価償却費 44,428 光熱水費 16,081
			療養	計 39,835 減価償却費 26,795 ※2 光熱水費 13,040	計 38,729 減価償却費 26,051 光熱水費 12,678	計 63,936 減価償却費 50,827 光熱水費 13,109
	ユニット型準個室	50,000				
	ユニット型個室 (特養)	60,000	計 62,188 減価償却費 42,710 ※2 光熱水費 19,478	計 60,460 減価償却費 41,524 光熱水費 18,937	計 67,794 減価償却費 49,071 光熱水費 18,723	

※1 給与費(通勤手当を除く)を除いて消費税率引上げの影響を考慮した額。

※2 消費税率8%引上げの影響を受ける投資として推計